

令和 年度
契 第 * * 号

燃料油類売買単価契約書

燃料油類売買単価契約書

1	件名	
2	品名	
3	数量	予定数量 L
4	契約金額	単価金 円/L うち取引に係る消費税額および地方消費税額 金 円/L
5	納入期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで
6	納入場所	
7	契約保証金	免除

上記燃料油類の買入について、第二管区海上保安本部 支出負担行為担当官 を発注者とし、
を受注者として、次の条件により売買契約を締結する。

(総 則)

第1条 受注者は、仕様書等に基づき、頭書の燃料油類（以下「油類」という。）を、発注者が指定する日に納入場所において納入するものとし、発注者は、これに対し、代金を受注者に支払うものとする。

(仕様書の解釈)

第2条 油類に関する規格等に疑義を生じたときは、発注者の解釈によるものとする。

(数量の増減)

第3条 頭書の買入予定数量は、この契約期間内において発注者が供給を受ける予定を示したものであるから、増減を生じることがあっても、受注者は異議の申立をしないものとする。

(契約保証金)

第4条 受注者は、契約保証金として請負金額の10分の1以上の保証金を発注者の指定する期間内に納付しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。

2 前項の保証金の納付は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の4の規定に基づく国債又は確実と認められる有価証券その他の担保をもって代えることができる。

3 第1項の保証金は、第19条第1項の規定により契約を解除した場合は、発注者に帰属するものとする。

4 発注者は、油類の納入契約を締結したときは、直ちに受注者に第1項の保証金を還付しなければならない。その場合においては、利息を付さないものとする。

(権利義務の譲渡等)

第5条 受注者は、次にかかげる行為をしてはならないものとする。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(1) この契約の全部又は大部分の履行を第三者に委任すること。

(2) この契約により生ずる権利もしくは義務を第三者に譲渡し、又は承認させること。

（代理人等の変更）

第6条 発注者は、受注者の代理人、使用人又は労働者のうち著しく不適當と認められるものがあるときは、受注者に対しその事由を明示してその変更を求めることができる。

（物価変動等による契約金額の変更）

第7条 発注者及び受注者は、別記の契約単価の変更に関する特約条項に基づき契約単価を改定するものとする。

2 前項に定める場合のほか、物価変動その他予期することのできない事由に基づく経済情勢の激変により、契約金額の単価が著しく不適當であると認められるに至った場合は、発注者受注者協議してこれを変更することができるものとする。

（納入場所等の変更等）

第8条 発注者は、その都合により契約期間又は納入場所を変更することができるものとする。

2 前項の場合において、契約金額を増減する必要があるときは、発注者受注者協議してその金額を増減するものとする。

（納入方法）

第9条 受注者は、発注者から納入すべき油類の数量、納入すべき日時、場所及び船舶（航空機）を指定して請求があつたときは、これに応じなければならない。

2 前項の規定による油類の納入は、発注者が特に指定した場合を除き、その指定する船舶（航空機）に対する積込み渡しとする。

（積込割増）

第9条の2 受注者は、発注者からの請求により積込みを実施した場合、仕様書に基づき積込割増料金を別に請求することができる。この場合、割増料金は発注者受注者協議して定めるものとする。

（検 査）

第10条 受注者は、前条2項の規定により油類を納入するときは、納品書をもって、その旨を発注者に通知するものとし、積込みにあたっては、発注者が検査を行うべきことを命じた職員（以下「検査職員」という。）の数量検査を受けて納入をしなければならない。

2 発注者は、前項の通知を受けたときは、納入場所において数量の検査を行うものとする。

3 受注者は、納入月の納入予定数量が燃料油については10KL以上、潤滑油については3KL以上の場合には、あらかじめその油類の社内試験成績書及びその油類の一部を発注者に提出して、検査職員による品質及び規格の検査を受けるものとする。

ただし、発注者がその油類の一部を提出させる必要がないと認めた場合は、この限りでない。

4 発注者は、前項の社内試験成績書及び油類の提出を受けた日から、10日以内（以下「検査期間」という。）に、受注者の立会いを求めて所要の検査を行うものとする。ただし、天災地変その他やむを得ない事由により検査をすることができない期間は、検査期間に算入しないものとする。

5 前項の場合において、受注者が検査に立ち会わないときは、発注者は、単独で検査を行いその結果を受注者に通知するものとし、受注者はこれに対して不服を述べることはできない。

6 発注者は、検査職員を命じたときは、その官職及び氏名を受注者に通知するものとする。

7 第3項から第5項までの検査に要する費用及びこれらの検査のため通常生ずべき変質、消耗等による損失は、受注者の負担とする。

（所有権の移転等）

第11条 油類の所有権は、発注者が合格品と認め納入場所において数量の確認をし、第9条第2項の積込みが完了したとき、受注者から発注者に移るものとする。

2 油類が前条第3項の検査に合格しなかった場合は、受注者は、遅滞なく、不合格となった油類を引き取るとともに、直ちに、代わりの燃料油を納入するものとする。この場合において、受注者が不合格となった油類を遅滞なく引き取らないときは、発注者は、受注者の負担においてこれを他の場所に移し、又は第三者に保管を委託することができる。

3 この契約の条項は、前項の規定による代わりの油類の納入について準用する。

4 第1項の確認前において、発注者が既に消費した油類があるときは、その油類については次条の規定を準用する。

（値引受領）

第12条 発注者は、受注者の納入した油類に多少品質及び規格に違う点があっても、使用上支障がないと認めるときは、代金を相当額値引きして、これを受領することができるものとする。

（代金の支払）

第13条 発注者は、受注者が油類を納入した後提出する適法な支払請求書を受領した日から30日以内（以下「約定期間」という。）に、第二管区海上保安本部において代金を受注者に支払うものとする。

2 発注者は、受注者から支払請求書を受領した後、その内容の全部または一部が不当であることを発見したときは、その事由を明示して、これを受注者に返付するものとする。この場合においては、その請求書を返付した日から発注者が受注者の是正した支払請求書を受領した日までの期間は、約定期間に算入しないものとする。ただし、その請求書の内容の不当が受注者の故意または重大な過失によるものであるときは、適法な支払請求書の提出がなかったものとして、受注者の是正した支払請求書を受領した日から約定期間を計算するものとする。

（遅延利息）

第14条 発注者は、約定期間内に油類の代金を支払わないときは、受注者に対して遅延利息を支払わなければならない。

2 遅延利息の額は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、年2.5パーセントとする。ただし、受注者が代金の受領を遅滞した日数及び天災地変等やむを得ない事由により支払のできなかった日数は、約定期間に算入せず、または遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

3 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

4 発注者が検査期間内に油類の検査を終了しないときは、検査期間満了の日の翌日から検査を終了した日までの日数は約定期間の日数から差引くものとし、又検査の遅延した日数が約定期間の日数を越える場合は、約定期間は満了したものとみなし、発注者は、その越える日数に応じ前3項の例に準じて計算した金額を受注者に支払うものとする。

（納入期限の延伸）

第15条 受注者は、発注者から指定された日に油類を納入できないときは、あらかじめ、遅延の理由および納入可能期日を明示して発注者に納入期限の延伸の承認を求めなければならない。

2 発注者は、前項の請求に対し、支障がないと認めたときは、これを承認するものとする。ただし、遅滞が天災地変その他受注者の責めに帰することのできない事由に基づく場合のほか、遅滞金を徴収する。

（遅滞金）

第16条 前条第2項ただし書の規定による遅滞金は、延伸前の納入期限満了の日の翌日から油類の納入の日までの日数に応じ、遅滞1日につき、遅滞油類の契約金額の年3パーセントに相当する金額とする。ただし、その総額が契約金額の10分の1を超える場合は、その超過額は遅滞金に算入しないものとする。

（危険負担）

第17条 第11条第1項の規定により所有権が移転する以前に生じた油類の滅失、き損、減耗等による損失は、受注者の負担とする。ただし、その滅失、き損、減耗等が発注者の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

（契約不適合責任）

第18条 受注者は、油類を納入したとき（第12条の場合にあっては、受注者の保管に係る油類が発注者に返還されたとき。）から3か月間、当該油類の品質及び規格を保証するものとし、この期間内に契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であることが発見されたときは、発注者の請求により、他の良好な油類と引き換えなければならない。また、その契約不適合によって生じた発注者の損害を賠償するものとする。

（契約の解除）

第19条 次の各号の一に該当するときは、発注者は、この契約の全部または一部を解除することができる。

- (1) 受注者から解約の申出があったとき。
- (2) 受注者が発注者から請求があった場合において、指定された日時までに、油類の納入をしないとき又は指定された日時までに納入する見込みがないことが明らかとなるとき。

- (3) 受注者が第5条の規定に違反したとき。
- (4) 前2号のほか、受注者がこの契約に違反し、そのため発注者が契約の目的を達成することができないとき。
- (5) この契約の履行について、受注者またはその代理人もしくは使用人等に不正の行為があったとき、または、これらの者が発注者の行う検査を妨げ、もしくは妨げようとしたとき。
- (6) 受注者が破産の宣告を受け、または居所不明となったとき。

2 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 下請契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号から第5号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 受注者が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

3 第1項第1号から第5号及び前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第1項第1号または第2号の場合において、受注者の責に帰することのできない事由があるときはこの限りでない。

第20条 発注者は、前条に定める場合のほか、自己の都合により契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、受注者に損害が生じ解約後30日以内に請求があるときは、発注者はその損害を賠償するものとする。

2 前項の損害額は、発注者受注者協議して定めるものとする。

(代金の返還)

第21条 前2条の規定により契約が解除された場合において、発注者に返還未済のものがあるときは、受注者はこの返還未済の油類に対する代金を発注者に返還しなければならない。ただし、発注者から未だ代金の支払いを受けていなかったときは、この限りでない。

(相殺等)

第22条 この契約により、発注者が受注者から取得すべき遅滞金、違約金等の金額がある場合において、発注者が当該金額と相殺することができる債務を受注者に対し有するときは、これを相殺するものとする。

2 前項の規定により相殺を行っても、なお発注者において取得金がある場合、または発注者が遅滞金、違約金等を徴収する場合において、受注者が発注者の指定する相当の期限までにこれらの金額を支払わないときは、受注者は発注者に対し遅延利息を支払わなければならない。ただし、当該取得金、遅滞金、違約金が1,000円未満の場合はこの限りでない。

3 第14条第2項および第3項の規定は、前項の遅延利息について準用する。この場合において、同条第2項中「年2.5パーセント」とあるのは「年3パーセント」と、同項ただし書中「受注者」とあるのは「発注者」と、第3項中「100円」とあるのは「1円」と読み替えるものとする。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第23条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約金額（この契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（秘密の保全）

第24条 発注者及び受注者は、この契約の履行に際し知得した相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

（紛争の解決）

第25条 この契約の履行について、発注者受注者間に紛議を生じたときは、発注者受注者協議して解決するものとする。

以上契約を証するため、この証書2通を作成し、発注者受注者各1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者	住所	宮城県塩釜市貞山通三丁目4番1号
	氏名	支出負担行為担当官 第二管区海上保安本部長 * * * *

受注者	住所
	氏名

(船舶燃料)

物価変動等による契約金額変更に関する特約条項

第1条 この特約は、契約書第7条に基づく特約条項として、契約単価に係る価格改定について、発注者（甲）及び受注者（乙）において公平かつ客観的な基準をあらかじめ定めることにより、適正な価格の取引と、単価改定の事務手続きに要するコストの縮減及び迅速化を図ることを目的とする。

(契約単価改定基準)

第2条 契約単価の改定基準は以下のとおりとする。

1 基準とする指標

一般財団法人経済調査会発行の「デジタル物価版」（以下「物価版」という。）に掲載される各品目の価格とする。

2 価格調査及び実施者

毎月1回、物価版（月の最後に発行される号）発行時に、甲が実施する。

3 改定単価

基準とする指標に対して、1リットル当たり1円以上の増減があった場合に、当該増減額を改定前の単価に増減した価格を改定単価とする。

1円未満の増減があった場合は、翌月に繰り越すものとする。

4 改定単価適用日

価格調査を実施した日の翌月1日以降納入分から適用する。

(契約単価改定の方法等)

第3条 甲は、前条による新たに改定単価を算定した場合、乙に通知する。乙は、甲から通知された改定単価に異議がある場合は、各月月末までに書面により申し立てるものとし、その場合の改定単価は甲乙協議とする。

(急激な物価変動時等の対応)

第4条 物価変動その他予期することのできない事由に基づく経済情勢の激変により、契約金額の単価が著しく不相当であると認められる場合は、前3条にかかわらず、契約書第7条第2項による契約単価を変更することができる。

(航空燃料)

物価変動等による契約金額変更に関する特約条項

第1条 この特約は、契約書第7条に基づく特約条項として、契約単価に係る価格改定について、発注者（甲）及び受注者（乙）において公平かつ客観的な基準をあらかじめ定めることにより、適正な価格の取引と、単価改定の事務手続きに要するコストの縮減及び迅速化を図ることを目的とする。

(契約単価改定基準)

第2条 契約単価の改定基準は以下のとおりとする。

1 基準とする指標

財務省貿易統計（C I F）に基づき、石油連盟が公表している「財務省貿易統計（C I F）旬間速報（原油・粗油）」月分単価（1 L 換算小数点第3位まで）とする。（以下、「基準指標」という）

2 価格調査及び実施者

毎月1回、基準指標の公表時に、甲が実施する。

3 改定単価

現単価（1 L 換算小数点第3位まで）基準指標と調査日の基準指標との差が1円以上あった場合に、その差を現単価に増減させたものを改定単価とする。

1円未満の増減があった場合は、翌月に繰り越すものとする。

4 改定単価適用日

価格調査を実施した日の翌月1日以降納入分から適用する。

5 契約単価の調整

契約日における基準指標と入札時の基準指標との差については、契約単価に増減させたものを改定単価とし、履行開始日から適用する。

(契約単価改定の方法等)

第3条 甲は、前条による新たに改定単価を算定した場合、乙に通知する。乙は、甲から通知された改定単価に異議がある場合は、各月月末までに書面により申し立てるものとし、その場合の改定単価は甲乙協議とする。

(急激な物価変動時等の対応)

第4条 物価変動その他予期することのできない事由に基づく経済情勢の激変により、契約金額の単価が著しく不相当であると認められる場合は、前3条にかかわらず、契約書第7条第2項による契約単価を変更することができる。